

# 札幌市地域文化財 募集案内

## 札幌市地域文化財認定制度とは？

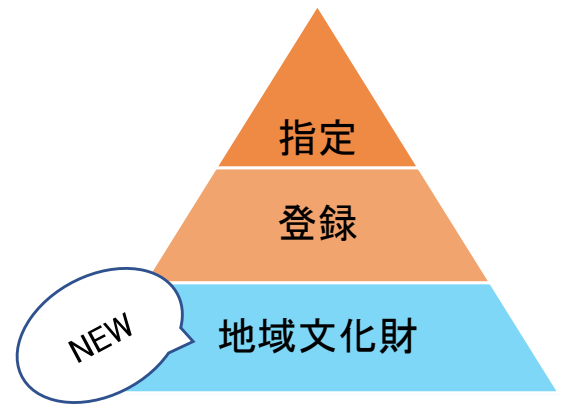
札幌市にとって、文化財は、法令による指定等がなされているか否かに関わらず、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産です。

文化財の中で特に重要なものは国や道、市が指定・登録し、保存と活用に努めています。

一方で、指定・登録されていない文化財は、担い手の減少などから、その価値が見出されないまま失われてしまうこともあります。

札幌市地域文化財認定制度は、未指定・未登録の文化財を広く発信することで、その価値を伝えていくことを目指します。

※文化財関係性イメージ



## 対象となる文化財とは？

- 地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産。
- 文化財保護法や道・市の文化財保護条例で指定・登録されている文化財は除きます。
- 記念物や文化的景観を除き、概ね50年を経たものとしします。

### (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等)

歴史上又は芸術上の価値を有するもの、学術上価値があるものが対象です。

### (2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産)

歴史上又は芸術上の価値を有するものが対象です。

### (3) 有形民俗文化財(無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具その他の物件)

市民生活の推移の理解に役立つものが対象です。

### (4) 無形民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民族技術その他)

市民生活の推移の理解に役立つものが対象です。

### (5) 記念物(遺跡、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地など)

歴史、芸術、学術上の価値を有するものが対象です。

### (6) 文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地)

地域の生活又は生業の理解に役立つものが対象です。

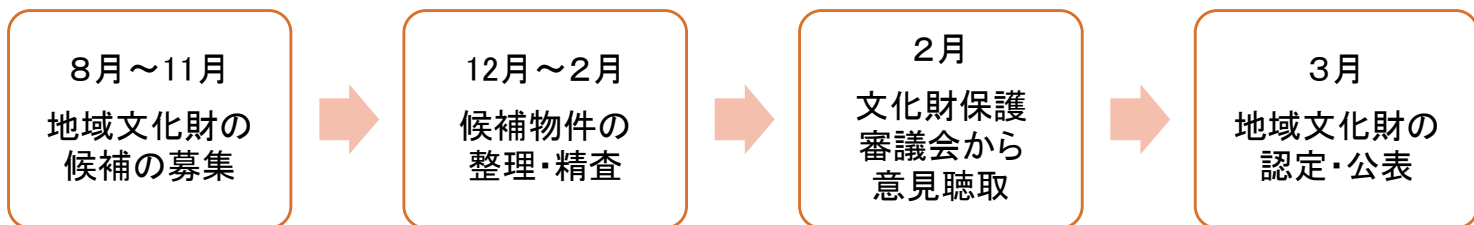
### (7) 伝統的建造物群(周囲の環境と一体をなした歴史的風致を形成している伝統的な建造物群)

歴史上の価値を有するものが対象です。

### (8) 文化財保存技術(文化財の保存に必要な材料製作、修理・修復の技術等)

文化財の保存のために必要と認められるものが対象です。

## 地域文化財認定までの流れ



**地域文化財は、市民の皆様をはじめ広く推薦を募り、認定していきます！**

※由来が明らかでない等推薦内容によっては、整理・精査に時間を要し、3月に認定できない場合があります。

## 地域文化財の推薦方法

### 【推薦期間】

令和5年8月1日(火曜日)から令和5年11月30日(木曜日)必着

### 【推薦できる方】

市民等

※地域の郷土史会、文化財ボランティア団体、町内会等の市民団体も推薦可能です。

### 【推薦に必要な書類】

- 1 札幌市地域文化財推薦書(第1号様式)  
※1枚につき1件の文化財をご推薦ください。  
※複数推薦する場合は推薦書をその分ご準備ください
- 2 推薦文化財の詳細がわかる資料  
(写真や位置図、概要、沿革又は由来に関する資料など)
- 3 同意書(第2号様式)  
※推薦にあたっては、原則として所有者の同意が必要ですが、  
国・道・市所有の公共施設は、文化財課から確認するため同意書は不要です。



◎第1号様式、第2号様式は札幌市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/chiikibunkazai.html>

### 【提出先・問い合わせ先】

推薦に必要な書類を下記担当課へ郵送、メール、持参により提出してください。

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

札幌市市民文化局文化部文化財課 あて

電話:011-211-2312 メール:bunkazai@city.sapporo.jp

地域で大切に伝えられているものの推薦をお待ちしています！

## 地域文化財に認定されると・・・

- 札幌市ホームページ等により情報発信を行います。  
※所有者の希望によっては、文化財を非公開とすることもあります。
- 管理や修繕等現状変更などの相談を受け付けます。  
※所在の変更や現状変更などに対する制限はありません。(届出は必要です。)

※補助金等の金銭的な助成はありません。

